

特定非営利活動法人 フローレンス  
定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フローレンスという。また、英文名は NPO Florence とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田神保町一丁目14番1号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、活動地域の働く母親・父親たちに対して、地域社会を核にした新しい子育てモデルに基づき、保育及び子育てに関する事業等を行い、地域の子育て環境及び学習環境の向上、次世代の子育てについての啓発、またこれによる地域社会の活性化及び住みよいまちづくりに寄与すると同時に、これを全国に発信し広めていくことを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4)子どもの健全育成を図る活動
- (5)経済活動の活性化を図る活動
- (6)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

#### 第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)病(後)児保育サービス事業、保育事業、保育施設等の運営事業、児童福祉法に基づく居宅訪問型保育事業及びこれらの関連事業
- (2)子どもたちの安心・安全な暮らしの確保に係る事業及び支援が必要な子どもたちへの学習・教育等の支援事業
- (3)介護保険法に基づく居宅サービス事業及び健康保険法に基づく訪問看護事業
- (4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、地域生活支援事業、その他同法に基づく事業
- (5)児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(6)様々な理由で困窮している親子を救済するための養子縁組あっせん事業、相談支援、保護者支援、生活支援等の支援事業、その他親子の安心・安全なくらしの確保に係る事業及びこれらの関連事業

(7)この法人と事業目的が近似している法人又は個人を支援、助成、育成する事業

(8)認定病児保育スペシャリストの育成・資格認定事業

(9)前各号の事業並びにソーシャルビジネス等に関する広報活動、調査研究、普及啓発、人材育成、政策提言及び連携促進に係る事業(書籍、雑誌その他印刷物及び電子出版物の発行事業を含む。)

(10)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員この法人の目的及び事業に賛同し、組織運営及び事業活動へ意欲的に参加するため入会した個人

(2)賛助会員この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

2 正会員は本定款及び別に定める会員規程等の定めるところに従い、この法人の組織運営及び事業活動に積極的に参加しなければならない。

(入会)

第7条 正会員、賛助会員の入会について、特に条件は定めない。

2 正会員、賛助会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1)この定款に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金及び会費は、返還しない。

#### 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上12人以内

(2) 監事1人以上3人以内

2 理事のうち1人を代表理事とし、また副代表理事1人をおくことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

5 代表理事に係る利益相反行為は、副代表理事又は理事会で選任する他の理事が代表理事の職務を代行する。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第14条及び前3項に定めるもののほか、役員選任及び任期に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が定める理事会規則による。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けすることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、ディレクターその他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 会員の除名
- (5) 役員解任
- (6) 解散時の残余財産の帰属

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規程にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法で同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、総会の権限に留保された事項を除き、理事の議決に基づき、この法人の業務その他の事項を決定する。

3 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 この定款に定めることのほか、理事会の運営は別に定める理事会規則の定めによる。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、第31条4項により、理事会規則で定める事項を議決する。

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条によって招集した際に、あらかじめ通知した事項とする。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 資産

(構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会を経て、代表理事が別に定める。



## 第8章 資産及び会計

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

### 第45条 削除

### 第46条 削除

### (予算の追加及び更正)

第47条 事業計画及び予算は必要に応じ、理事会の議決を経て、変更することができる。

### (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(

### 事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第50条 削除

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の5分の4以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人が定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

### (解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

#### (1) 総会の決議

#### (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の5分の4以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、総会において選任された者が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法11条第3項に掲げるもののうち、総会の議決によって決定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の5分の4以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第11章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるとおりとする。

理事長 駒崎 弘樹

理事 小坂 和輝

同 木下 斉

同 池田 奈緒子

監事 網嶋 信一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2005年12月末日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から、2005年9月17日とする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金 正会員 5,000円

賛助会員 10,000円

パートナーシップ会員 0円

アドバイザー会員 0円

(2)年会費 正会員 10,000円

賛助会員 10,000円(個人)

100,000円(法人)

パートナーシップ会員 0円

アドバイザー会員 0円

これは、当法人の定款である。

東京都千代田区神田神保町一丁目14番1号

特定非営利活動法人フローレンス

代表理事 駒崎 弘樹

印

令和3年度 活動計算書（その他事業がない場合）

令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

認定特定非営利活動法人 フローレンス

（単位：円）

科 目	金 額	小計・合計
<b>一般正味財産増減の部</b>		
<b>【A】 経常収益</b>		
1 受取寄附金		714,330,191
受取寄附金	713,529,875	
指定正味財産の部より受取寄附金振替額	800,316	
2 受取助成金等		1,672,764,611
受取民間助成金	26,909,980	
受取国庫補助金等	1,645,854,631	
3 事業収益		1,237,223,965
病(後)児保育事業収益	637,692,452	
みらいの保育園事業収益	75,525,214	
被災地支援事業収益	14,484,140	
障害児保育事業収益	440,831,850	
赤ちゃん縁組事業収益	30,908,640	
子ども宅食事業収益	36,364	
コミュニティ創出事業収益	24,379,649	
ソーシャル・プロモーション事業収益	10,002,566	
団体支援事業収益	3,363,090	
4 その他の収益		168,361,398
雑収入	166,546,107	
受取利息	10,968	
有価証券評価益（相続寄附受領分）	1,804,323	
<b>経常収益計</b>		<b>3,792,680,165</b>
<b>【B】 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費		2,299,852,484
給与手当	1,717,074,567	
賞与	219,295,200	
通勤費	40,823,616	
法定福利費	295,887,664	
派遣スタッフ人件費	26,771,437	
(2) その他経費		908,109,524
業務委託費	79,017,680	
インターン活動費	400,000	
保育スタッフ訪問費	13,681,155	
旅費交通費	52,904,763	
研修費	7,460,341	
広告宣伝費	112,361,920	
給食材料費	20,667,306	
イベント開催費	1,595,426	
園児健康診断費	8,482,956	
検査予防接種費	5,153,810	
病児保育施設利用料	281,546	
福利厚生費	9,604,386	
会議費	1,674,517	
交際費	218,867	
消耗品費	34,519,722	
文書印刷費	4,384,171	
新聞図書費	1,002,227	
地代家賃	99,728,507	
水道光熱費	13,934,089	
通信費	17,083,081	
情報システム費	31,455,451	
リース料	1,130,151	
賃借料	15,548,176	
保険料	10,311,713	
荷造運賃	16,298,404	
修繕費	6,240,577	
諸会費	719,545	
支払報酬料	3,045,955	
支払手数料	29,209,208	
租税公課	59,761,698	
寄附金	204,684,776	

減価償却費	40,024,129	
雑費	5,519,271	
雑損失	4,000	
<b>事業費計</b>		<b>3,207,962,008</b>
<b>2 管理費</b>		
(1) 人件費		164,889,629
役員報酬	2,761,335	
給料手当	115,012,013	
賞与	15,844,300	
通勤費	3,757,886	
法定福利費	20,563,224	
派遣スタッフ人件費	6,950,871	
(2) その他経費		163,653,126
業務委託費	19,786,334	
旅費交通費	768,410	
研修費	6,341,203	
広告宣伝費	225,428	
検査予防接種費	31,082	
福利厚生費	1,798,513	
会議費	1,168,201	
交際費	23,010	
消耗品費	2,080,439	
文書印刷費	989,378	
新聞図書費	40,832	
地代家賃	45,698,386	
水道光熱費	3,903,064	
通信費	5,388,997	
情報システム費	21,961,869	
リース料	1,165,450	
賃借料	4,026,813	
保険料	1,627,990	
荷造運賃	575,173	
修繕費	48,030	
諸会費	48,347	
支払報酬料	15,013,919	
支払手数料	3,900,305	
租税公課	16,756,485	
減価償却費	6,263,941	
雑費	1,484,087	
支払利息	2,537,440	
<b>管理費計</b>		<b>328,542,755</b>
<b>経常費用計</b>		<b>3,536,504,763</b>
<b>当期経常増減額【A】-【B】・・・①</b>		<b>256,175,402</b>
<b>【C】経常外収益</b>		
ひとり親積立金戻入	10,000,000	
あたらしいつながり創造積立金戻入	15,000,000	
<b>経常外収益計</b>		<b>25,000,000</b>
<b>【D】経常外費用</b>		
特別修繕引当金繰入	1,416,930	
人材等投資積立金	130,000,000	
あたらしいつながり創造積立金繰入	85,000,000	
固定資産除却損	2	
<b>経常外費用計</b>		<b>216,416,932</b>
<b>当期経常外増減額【C】-【D】・・・②</b>		<b>△ 191,416,932</b>
<b>税引前当期一般正味財産増減額①+②・・・③</b>		<b>64,758,470</b>
法人税、住民税及び事業税・・・④		642,000
前期繰越一般正味財産額・・・⑤		979,968,912
<b>【E】次期繰越一般正味財産額③-④+⑤</b>		<b>1,044,085,382</b>
<b>指定正味財産増減の部</b>		
1 受取寄附金		800,316
受取寄附金	800,316	
2 受取助成金等		0
受取民間助成金	0	
受取国庫補助金等	0	
3 一般正味財産への振替額		△ 800,316
一般正味財産の部へ受取助成金等振替額	△ 800,316	
<b>当期指定正味財産増減額</b>		<b>0</b>
<b>当期指定正味財産増減額(再掲)・・・⑥</b>		<b>0</b>
前期繰越指定正味財産額・・・⑦		0
<b>【F】次期繰越指定正味財産額⑥+⑦</b>		<b>0</b>
<b>【G】次期繰越正味財産額合計【E】+【F】</b>		<b>1,044,085,382</b>

## 令和3年度 貸借対照表

令和4年3月31日現在

認定特定非営利活動法人 フローレンス

科 目	金 額	小計・合計	
<b>【A】 資 産 の 部</b>			
1 流動資産			
現金及び預金	1,787,549,522	2,112,292,434	
売掛金	273,087,100		
貯蔵品	322,593		
未収入金	16,471,135		
立替金	5,479,917		
前払費用	29,382,167		
流動資産合計・・・①		2,112,292,434	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産		229,532,307	
建物	53,962,828	229,532,307	
附属設備	158,826,449		
構築物	5,789,715		
車両運搬具	3,264,014		
工具器具備品	5,806,353		
一括償却資産	1,882,948		
(2) 無形固定資産		25,721,967	
ソフトウェア	25,721,967	25,721,967	
(3) 投資その他の資産		72,097,366	
出資金	10,000	72,097,366	
敷金	44,645,915		
差入保証金	7,724,400		
長期前払費用	5,847,870		
有価証券	13,869,181		
固定資産合計・・・②			327,351,640
<b>【A】 資 産 合 計 ①+②</b>		2,439,644,074	
<b>【B-1】 負 債 の 部</b>			
1 流動負債			
短期借入金	10,000,000	339,470,842	
未払金	62,870,495		
未払費用	208,656,051		
経費精算未払金	5,374,318		
預り金	40,627,228		
前受金	1,300,750		
前受助成金	10,000,000		
未払法人税等	642,000		
流動負債合計・・・③			339,470,842
2 固定負債			
長期借入金	204,865,000	1,056,087,850	
ひとり親支援積立金	164,000,000		
へレン基金積立金	104,093,000		
特別修繕引当金	7,093,650		
おうち保育園等大規模改修積立金	36,036,200		
人材等投資積立金	355,000,000		
あたらしいつながり創造積立金	175,000,000		
災害支援積立金	10,000,000		
固定負債合計・・・④		1,056,087,850	
<b>負 債 合 計 ③+④</b>		1,395,558,692	
<b>【B-2】 正 味 財 産 の 部</b>			
1 一般正味財産			
前期繰越一般正味財産額	979,968,912	1,044,085,382	
当期一般正味財産増減額	64,116,470		
一般正味財産合計・・・⑤		1,044,085,382	
2 指定正味財産			
前期繰越指定正味財産額	0	0	
当期指定正味財産増減額	0		
指定正味財産合計（フローレンス復興支援等基金）・・・⑥		0	
<b>正 味 財 産 合 計 ⑤+⑥</b>		1,044,085,382	
<b>【B】 負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 【B-1】 + 【B-2】</b>		2,439,644,074	

令和3年度 計算書類の注記

事業報告用

認定特定非営利活動法人 フローレンス

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産は、法人税法の規定に基づいて償却をしています。

建物・・・定額法、リース資産（売買処理）・・・定額法、ソフトウェア・・・定額法

建物附属設備・・・定率法（但し平成28年4月1日以降に取得したものは定額法）

上記以外の減価償却資産・・・定率法

但し、取得価額が20万円未満の資産については、法人税法に規定する一括償却の方法により償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜経理方式によっています。

2. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額 (当年度の東北被災地支援事業に対する振替額)	800,316
合 計	800,316

3. 事業費の内訳

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係る事業									合 計
	病児保育事業	みらいの保育園事業	被災地支援事業	障害児保育事業	赤ちゃん縁組事業	子ども宅食事業	コミュニティ創出事業	ソーシャルプロモーション事業	団体支援事業	
(1) 人件費										
本部スタッフ人件費	102,916,724	86,179,430	14,904,349	122,712,985	34,780,048	41,154,254	1,820,962	114,148,950	4,313,868	522,931,570
保育スタッフ人件費	226,876,524	429,222,509	61,764,934	470,967,692	0	3,609,516	540,000	1,161,822	0	1,194,142,997
給与手当	329,793,248	515,401,939	76,669,283	593,680,677	34,780,048	44,763,770	2,360,962	115,310,772	4,313,868	1,717,074,567
賞与	48,728,619	59,217,511	8,339,300	75,611,744	5,279,249	5,513,871	287,500	15,491,906	825,500	219,295,200
通勤費	2,370,527	19,287,374	3,471,413	10,746,799	780,403	684,130	64,364	3,348,786	69,820	40,823,616
法定福利費	55,397,206	86,369,848	12,719,316	105,317,779	6,393,513	7,819,351	341,972	20,747,544	781,135	295,887,664
派遣スタッフ人件費	8,877,165	2,921,983	2,855,614	1,811,008	0	1,640,559	0	8,665,108	0	26,771,437
人件費計	445,166,765	683,198,655	104,054,926	787,168,007	47,233,213	60,421,681	3,054,798	163,564,116	5,990,323	2,299,852,484
(2) その他経費										
業務委託費	1,234,561	7,427,239	27,728	6,329,755	3,146,854	18,733,742	17,270,684	22,231,492	2,615,625	79,017,680
インターネット活動費	0	0	0	0	0	400,000	0	0	0	400,000
保育スタッフ訪問費	8,875,603	0	0	4,805,552	0	0	0	0	0	13,681,155
旅費交通費	3,595,132	3,914,569	1,114,121	41,357,389	1,059,759	970,136	612	883,033	10,012	52,904,763
研修費	1,762,464	974,410	113,064	2,434,392	180,638	67,828	0	1,927,545	0	7,460,341
広告宣伝費	8,279,475	5,024,115	404,940	10,702,146	4,493,511	2,576,463	0	80,881,270	0	112,361,920
給食材料費	26,626	16,455,750	3,308,704	785,582	0	90,644	0	0	0	20,667,306
イベント開催費	0	392,310	532,111	136,714	23,787	69,261	0	441,243	0	1,595,426
園児健康診断費	0	6,523,110	168,916	1,790,930	0	0	0	0	0	8,482,956
検査予防接種費	610,821	2,403,224	394,646	1,375,588	332,890	16,550	0	20,091	0	5,153,810
病児保育施設利用料	281,546	0	0	0	0	0	0	0	0	281,546
福利厚生費	2,086,356	3,328,386	416,117	3,163,556	67,873	117,527	0	421,099	3,472	9,604,386
会議費	156,204	321,452	45,788	497,277	236,358	55,173	0	362,265	0	1,674,517
交際費	4,399	7,621	1,650	97,653	19,056	74,488	0	14,000	0	218,867
消耗品費	2,613,729	12,979,967	2,210,168	9,391,375	104,322	3,135,570	369,924	3,712,370	2,297	34,519,722
文書印刷費	123,804	726,920	265,543	630,063	361,842	23,371	0	2,246,606	6,022	4,384,171
新聞図書費	0	63,964	9,644	154,630	28,420	7,600	0	733,669	4,300	1,002,227
地代家賃	3,156,090	68,139,867	11,205,084	17,227,466	0	0	0	0	0	99,728,507
水道光熱費	118,374	8,902,161	1,960,374	2,648,590	0	0	304,590	0	0	13,934,089
通信費	4,869,528	4,690,932	983,233	4,936,287	428,696	547,112	130,620	484,315	12,358	17,083,081
情報システム費	13,195,905	5,107,357	800,340	1,490,599	962,081	3,037,168	416,561	6,405,440	40,000	31,455,451
リース料	0	647,704	0	482,447	0	0	0	0	0	1,130,151
貸借料	1,812,818	4,449,105	782,286	4,801,789	465,961	851,664	141,760	2,157,813	84,980	15,548,176
保険料	1,237,530	1,109,579	402,255	7,323,291	0	162,260	76,798	0	0	10,311,713
荷造運賃	53,457	91,803	106,291	51,250	36,109	13,703,609	0	2,255,885	0	16,298,404
修繕費	63,500	1,428,509	3,842,780	893,788	0	0	12,000	0	0	6,240,577
諸会費	160,000	147,630	0	21,915	0	0	0	390,000	0	719,545
支払報酬料	186,000	139,750	0	255,750	1,475,000	989,455	0	0	0	3,045,955
支払手数料	4,204,915	3,342,579	2,449,689	5,000,170	237,487	54,940	228,225	13,690,903	300	29,209,208
租税公課	6,239,461	15,565,066	3,571,043	12,113,891	1,323,313	5,037,243	1,843,219	13,752,262	316,200	59,761,698
寄附金	0	0	300,668	0	0	201,782,593	0	2,601,515	0	204,684,776
減価償却費	1,649,461	17,895,045	6,926,631	13,225,018	17,060	0	0	244,248	66,666	40,024,129
雑費	0	3,078,285	75,538	1,215,380	100,728	280,800	600,000	168,540	0	5,519,271
雑損失	0	0	0	0	0	0	4,000	0	0	4,000
その他経費計	66,597,759	195,278,409	42,419,352	155,340,233	15,101,745	252,785,197	21,398,993	156,025,604	3,162,232	908,109,524
合 計	511,764,524	878,477,064	146,474,278	942,508,240	62,334,958	313,206,878	24,453,791	319,589,720	9,152,555	3,207,962,008

4. 用途等が制約された寄附金等の内訳

用途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。  
当法人の正味財産は1,044,085,382円ですが、そのうちに用途が特定されている金額はございません。  
したがって用途が制約されていない正味財産は1,044,085,382円です。

(単位：円)

内 容	前期繰越額	当期受入額	当期減少額	次期繰越額	備 考
被災地支援事業	0	800,316	800,316	0	
合同会社西友	0	12,300,000	12,300,000	0	前期に交付を受けた助成金1230万円のうち、前期末未使用で返還義務のあった1230万円は前期に前受助成金として負債計上していましたが、当期に事業の実施に伴い受取助成金として計上しています。
株式会社セールスフォース・コム	0	11,820,778	11,820,778	0	前期に交付を受けた助成金1400万円のうち、前期末未使用で返還義務のあった11,820,778円は前期に前受助成金として負債計上していましたが、当期に事業の実施に伴い受取助成金として計上しています。 また当期に交付を受けた助成金1,000万円のうち、未使用で返還義務のある1,000万円は前受助成金として負債に計上しています。
READYFOR株式会社	0	6,613,600	6,613,600	0	前期に交付を受けた助成金7,567,800円のうち、前期末未使用で返還義務のあった6,613,600円は前期に前受助成金として負債計上していましたが、当期に事業の実施に伴い受取助成金として計上しています。
ペルミラ財団	0	1,650,000	1,650,000	0	前期に交付を受けた助成金165万円のうち、前期末未使用で返還義務のあった165万円は前期に前受助成金として負債計上していましたが、当期に事業の実施に伴い受取助成金として計上しています。
	0	33,184,694	33,184,694	0	

5. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科 目	期首取得価額	取 得	減 少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物（注）	59,892,144	0	0	59,892,144	5,929,316	53,962,828
附属設備	323,181,941	0	0	323,181,941	164,355,492	158,826,449
構築物	9,670,168	0	0	9,670,168	3,880,453	5,789,715
車両運搬具	23,285,367	0	0	23,285,367	20,021,353	3,264,014
工具器具備品	32,303,302	680,640	638,000	32,345,942	26,539,589	5,806,353
一括償却資産	17,256,261	1,624,575	0	18,880,836	16,997,888	1,882,948
無形固定資産						
ソフトウェア	104,084,691	5,905,657	35,127,191	74,863,157	49,141,190	25,721,967
投資その他の資産						
出 資 金	10,000	0	0	10,000	0	10,000
敷 金	43,723,915	1,060,000	138,000	44,645,915	0	44,645,915
差入保証金	7,724,400	0	200,000	7,524,400	0	7,524,400
長期前払費用(注)	8,737,950	0	2,890,080	5,847,870	0	5,847,870
合計	629,870,139	9,270,872	38,993,271	600,147,740	286,865,281	313,282,459

(注) 建物は、国庫補助金等の圧縮記帳を行っております。圧縮前の取得価額は147,127,696円です。

(注) 長期前払費用は、被災地で運営するみらいの保育園の翌々期以降の施設家賃及び自動車リサイクル預託金です。

6. 借入金 の 増 減 内 訳

(単位：円)

科 目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
短期借入金	10,000,000	0	0	10,000,000
長期借入金(注)	270,213,000	0	65,348,000	204,865,000
合計	280,213,000	0	65,348,000	214,865,000

(注) 長期借入金の期末残高のうち1年以内に返済期が到来する金額は75,348,000円です。

7. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科 目	財務諸表に計上された金額	うち役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金(注)	714,330,191	68,400
活動計算書計	714,330,191	68,400

(注) 受取寄附金は一般正味財産増減の部と指定正味財産増減の部にそれぞれ計上された金額の合計を表示しています。

8. ひとり親支援積立金の増減内訳

(単位：円)

科 目	期首残高	当期積立	当期取崩	期末残高
ひとり親支援積立金	174,000,000	10,000,000	20,000,000	164,000,000
合計	174,000,000	10,000,000	20,000,000	164,000,000

一般正味財産の中からひとり親支援のために翌期以降使用予定分を積立てたものです。



9. ヘレン基金積立金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期積立	当期取崩	期末残高
ヘレン基金積立金	104,093,000	0	0	104,093,000
合計	104,093,000	0	0	104,093,000

一般正味財産の中から障害児保育支援のために翌期以降使用予定分を積立てたものです。

10. 特別修繕引当金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期積立	当期取崩	期末残高
特別修繕引当金	5,676,720	1,416,930	0	7,093,650
合計	5,676,720	1,416,930	0	7,093,650

自己所有建物の将来の大規模修繕に備えるため、修繕計画に基づき積立えています。

11. おうち保育園等大規模改修積立金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期積立	当期取崩	期末残高
おうち保育園等大規模改修積立金	36,036,200	0	0	36,036,200
合計	36,036,200	0	0	36,036,200

一般正味財産の中からおうち保育園等や障害児保育園の大規模改修工事などに備えて翌期以降の使用予定分を積立てたものです。

12. 人材等投資積立金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期積立	当期取崩	期末残高
人材等投資積立金	225,000,000	130,000,000	0	355,000,000
合計	225,000,000	130,000,000	0	355,000,000

一般正味財産の中から翌期以降に使用予定の人材投資分を積立てたものです。

13. あたらしいつながり創造積立金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期積立	当期取崩	期末残高
あたらしいつながり創造積立金	105,000,000	85,000,000	15,000,000	175,000,000
合計	105,000,000	85,000,000	15,000,000	175,000,000

一般正味財産の中からこども宅食事業や赤ちゃん縁組事業等の翌期以降の事業推進費用として積立てたものです。

14. 災害支援積立金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期積立	当期取崩	期末残高
災害支援積立金	0	10,000,000	0	10,000,000
合計	0	10,000,000	0	10,000,000

一般正味財産の中から大規模災害等の緊急支援のために積立てたものです。

## 令和3年度 財産目録

令和4年3月31日現在

認定特定非営利活動法人 フローレンス

科		目	金額	小計	合計
(A)	資産の部				
1	流動資産				2,112,292,434
	現金預金			1,787,549,522	
	現金	現金手許有高 (本部事務所)	740,992		
	現金	現金手許有高 (病児保育事業部)	75,400		
	現金	現金手許有高 (一時保育きょうどう)	99,500		
	現金	現金手許有高 (みらいの保育園事業部)	0		
	現金	現金手許有高 (グローバルリンクかちどき)	0		
	現金	現金手許有高 (こうとう台)	10,000		
	現金	現金手許有高 (病児保育室駒込)	30,000		
	現金	現金手許有高 (一時保育すがも)	55,400		
	普通預金	三菱UFJ銀行/深川支店	840,764,778		
	普通預金	三菱UFJ銀行/五反田支店	4,647,382		
	普通預金	三菱UFJ銀行/深川支店	4,262,764		
	普通預金	三菱UFJ銀行/深川支店	8,720,570		
	普通預金	三菱UFJ銀行/深川支店	0		
	普通預金	三菱UFJ銀行/深川支店	7,174,070		
	普通預金	三菱UFJ銀行/深川支店	8,062,677		
	普通預金	三菱UFJ銀行/深川支店	9,976,551		
	普通預金	三菱UFJ銀行/深川支店			
	普通預金	三菱UFJ銀行/深川支店	84,381,535		
	普通預金	三菱UFJ銀行/深川支店	11,652,024		
	普通預金	西武信用金庫/千駄ヶ谷支店	33,764,759		
	普通預金	西武信用金庫/千駄ヶ谷支店	107,641,786		
	普通預金	西武信用金庫/千駄ヶ谷支店	132,377,910		
	普通預金	西武信用金庫/千駄ヶ谷支店	127,778,235		
	普通預金	東日本銀行/飯田橋支店	231,072,192		
	普通預金	郵便振替	46,949,417		
	普通預金	ゆうちょ銀行	1,332,018		
	普通預金	ゆうちょ銀行	5,132,707		
	普通預金	みずほ銀行/飯田橋支店	79,361,410		
	普通預金	三井住友銀行/飯田橋支店	96,951		
	普通預金	りそな銀行/新宿支店	38,006		
	定期預金	西武信用金庫/千駄ヶ谷支店	40,149,904		
	定期預金	東日本銀行/飯田橋支店	1,200,584		
	定期積金	東日本銀行/飯田橋支店	0		
	売掛金	事業売掛金	273,087,100	273,087,100	
	貯蔵品	クオカード等	322,593	322,593	
	未収入金	業務委託料請求分 (4件)	970,624	16,471,135	
		従業員社会保険料 (産休・育休者分) 他	373,611		
		消費税等還付未収金	15,126,900		
	立替金	出向者給与負担金・経費 (4団体)	5,479,917	5,479,917	
	前払費用	事務所家賃 (2件)	8,185,650	29,382,167	
		広報活動費 (2件)	6,000,000		
		園児送迎車用駐車場家賃 (7件)	284,550		
		保育園他施設家賃 (20件)	10,330,393		
		借上社宅家賃 (16件)	1,274,375		
		小規模保育総合補償制度申込金 (16件)	556,800		
		会計ソフトクラウド利用料	943,800		
		一般経費 令和4年年4月以降分 (17件)	1,806,599		
	流動資産合計	・・・①			2,112,292,434

<b>2 固定資産</b>			
(1) 有形固定資産			229,532,307
建物		53,962,828	
保育園施設等	53,962,828		
附属設備		158,826,449	
保育園施設等 内装工事 (48件)	89,507,350		
保育園施設等 電気設備工事 (33件)	42,959,092		
保育園施設等 給排水設備工事 (20件)	24,169,307		
保育園施設等 火災警報設備 (20件)	2,190,700		
構築物		5,789,715	
保育園外構工事他 (8件)	5,789,715		
車両運搬具		3,264,014	
園児送迎用車両 7台	3,264,014		
工具器具備品		5,806,353	
事務所 事務用設備 (8件)	636,471		
保育園 家具類他 (54件)	5,169,882		
一括償却資産		1,882,948	
保育園 ロッカー・家電他	1,882,948		
(2) 無形固定資産			25,721,967
ソフトウェア		25,721,967	
病児保育予約・保育園登園管理・会員管理システム	25,721,967		
(3) 投資その他の資産			72,097,366
出資金		10,000	
西武信用金庫/千駄ヶ谷支店	10,000		
敷金		44,645,915	
事務所敷金 (3件)	29,613,220		
おうち保育園等施設 (16件)	14,563,875		
駐車場 (4件)	220,620		
借上社宅 (3室)	213,000		
レンタル収納 1件	35,200		
差入保証金		7,724,400	
保育園施設他保証金 (7件)	7,554,400		
一括口座振替システム委託保証金他	170,000		
長期前払費用		5,847,870	
被災地保育園家賃 (翌期以降分)	5,780,160		
車両リサイクル預託金	67,710		
有価証券		13,869,181	
相続寄附により取得した有価証券	13,869,181		
固定資産合計・・・②			327,351,640
<b>【A】資産合計 ①+②</b>			<b>2,439,644,074</b>
<b>(B-1) 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
短期借入金		10,000,000	339,470,842
三菱UFJ銀行/深川支店	10,000,000		
未払金		62,870,495	
経費未払金 クレジットカード(JCB、VISA)	5,322,711		
経費未払金 令和4年3月以前分(経費 197件)	43,377,503		
経費未払金 広報活動費(3件)	13,085,961		
経費未払金 保育園空調機設備未払金	1,084,320		
未払費用		208,656,051	
給与未払金 令和4年3月分給与	158,474,942		
経費未払金 法定福利費 2・3月分	50,181,109		
経費精算未払金		5,374,318	
従業員経費精算 令和4年3月分	5,374,318		
預り金		40,627,228	
源泉所得税	10,279,852		
住民税	5,103,300		
社会保険料	23,595,202		
雇用保険料	937,374		
その他	711,500		
前受金		1,300,750	
園児入園料等 令和4年4月分	163,750		
借上社宅(3室) 令和4年4月分	63,000		
縁組研修売上 令和4年4月分	810,000		
その他	264,000		
前受助成金		10,000,000	
みてね基金(ETIC)	10,000,000		
未払法人税等		642,000	
令和4年3月期確定申告分	642,000		
流動負債合計・・・③			339,470,842

<b>2 固定負債</b>			
長期借入金		204,865,000	1,056,087,850
(株)日本政策金融公庫	28,800,000		
西武信用金庫/千駄ヶ谷支店	3,729,000		
東日本銀行/飯田橋支店	26,078,000		
三菱UFJ銀行/深川支店	65,014,000		
みずほ銀行/飯田橋支店	81,244,000		
ひとり親支援積立金	164,000,000	164,000,000	
ヘレン基金積立金	104,093,000	104,093,000	
特別修繕引当金	7,093,650	7,093,650	
おうち保育園等大規模改修積立金	36,036,200	36,036,200	
人材等投資積立金	355,000,000	355,000,000	
あたらしいつながり創造積立金	175,000,000	175,000,000	
災害支援積立金	10,000,000	10,000,000	
<b>固定負債合計・・・④</b>			<b>1,056,087,850</b>
<b>【B-1】負債合計 ③+④</b>			<b>1,395,558,692</b>
<b>【B-2】正味財産</b>			
1 一般正味財産			1,044,085,382
2 指定正味財産			0
<b>【B-2】正味財産合計 【A】 - 【B-1】</b>			<b>1,044,085,382</b>